

手形・小切手をご利用のお客様へ

日頃より、当金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

この度、平成31年5月1日（水）に新元号「令和」が施行されることになりました。改元に伴い、お取引様が手形・小切手を振出いただく場合は、下記の内容をご確認のうえ振出いただきますようお願いいたします。

1. 新元号「令和」の施行日前の振出について

新元号は平成31年4月1日に発表されましたが、新元号の施行日は平成31年5月1日であることから、約束手形および為替手形を振出す場合、支払期日が平成31年5月1日以降は「平成」で振出願います。期日到来時の手形の決済については「平成」を「令和」に読替えて取扱います。

2. 新元号「令和」の施行日後の振出について

新元号施行日の平成31年5月1日以降に手形・小切手を振出す場合は、以下の通りとなります。

①約束手形

表面の「振出日」、「支払期日」、裏面の「裏書日」、「受取日」の元号を「平成」から「令和」で使用する。

②為替手形

表面の「振出日」、「引受日」、「支払期日」、裏面の「裏書日」、「受取日」の元号を「平成」から「令和」で使用する。

③小切手

「振出日」の元号を「平成」から「令和」で使用する。

3. 「平成」表記の手形・小切手の使用について

「平成」表記の手形・小切手を平成31年5月1日以降もお取引先に振出す場合は、当分の間「平成」を「令和」に訂正し（削除）使用してください。訂正印は必要ですが、訂正印が無い場合であっても、当分の間「不備」扱いとはいたしません。

4. 「元年」の表示について

手形・小切手の「令和」の表示方法は「(令和) 元年×月×日」、「(令和) 1年×月×日」のいずれでも差し支えありません。

5. 「令和」の手形小切手への移行について

当金庫は手形・小切手の印刷を外部業者に委託しております。改正後の手形・小切手については、委託業者の準備が整い次第ご連絡いたします。概ね6ヶ月後を目処に新元号（令和）の手形・小切手に切替をお願いいたします。

以上